



厚生労働省
東京労働局発表
令和6年1月4日

担当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 田村 滋 康 課長補佐 宮澤 宜 敬 賃金指導官 佐藤 龍之助 電 話 03-3512-1614
----	---

最低賃金・業務改善助成金周知強化期間第2弾を実施します

～今年も応援します！TOKYO 1113 さいちんキャンペーン PART II～

東京労働局（局長 美濃芳郎）は、東京都最低賃金額（時間額 1,113 円）を周知し、令和5年8月に拡充された「業務改善助成金」の利用をさらに促進するため「最低賃金・業務改善助成金 周知強化期間 第2弾 ～今年も応援します！ TOKYO 1113 さいちんキャンペーン PART II～」として令和6年1月4日から同年2月29日まで周知広報の集中的な取組を行います（別添1）。

これは、令和5年11月2日閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において「中堅・中小企業の賃上げの環境整備として、最低賃金額については2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指すとし、最低賃金の継続的な引上げに対応して業務改善等の支援措置を充実する」と定められたことを踏まえて取組むものです。

また、管内労働基準監督署等での最低賃金履行確保監督、各種説明会、個別の訪問支援等を通じて、最低賃金額の周知と業務改善助成金の利用促進を図ってまいります。

【東京労働局における取組事項】

- 1 実施期間：令和6年1月4日（木）～2月29日（木）
- 2 最低賃金の周知及び業務改善助成金の利用促進にかかる主な取組事項（一部）
 - (1) 老若男女多様な方のご出演や大学新体操部の協力により最低賃金と業務改善助成金を周知広報する動画を制作し、次の各媒体ほかで放映予定。
 - ① 東京メトロ全線及び都営地下鉄（浅草、新宿、大江戸線）、首都圏の JR 主要 10 路線及びゆりかもめの車内モニター
 - ② 都内労働基準監督署、ハローワーク、地方公共団体のデジタルサイネージと東京労働局 YouTube 公式チャンネル
 - ③ 多摩地域の交通の要所である立川駅前にある伊勢丹立川ビジョン
 - (2) 東京労働局最低賃金オリジナルキャラクター「さいちん犬（別添2）」を活用した広報
 - (3) 業務改善助成金の利用促進
 - ① 事業者向けの業務改善助成金の利用促進を図る解説動画を作成し、東京労働局 YouTube 公式チャンネルに掲載。
 - ② 社会保険労務士会各支部他に東京労働局職員が訪問して説明会を実施。

令和 5 年度東京労働局 「最低賃金・業務改善助成金周知強化期間」 実施要綱 ～応援します！ TOKYO 1113 さいちんキャンペーン第 2 弾～

1 目的

東京都最低賃金は、令和 5 年 10 月 1 日から時間額 1,113 円に改正された。

これを踏まえ、東京労働局では、改正された最低賃金額の周知と合わせて中小企業等に対する支援策として、生産性向上等により事業場内最低賃金を引上げやすい環境を整備するための業務改善助成金の利用促進に向けた周知広報を、本年 9 月及び 10 月を集中的取組期間として実施したところである。

今般、令和 5 年 11 月 2 日閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「中堅・中小企業の賃上げの環境整備として、最低賃金額については 2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500 円となることを目指すとし、最低賃金の継続的な引上げに対応して業務改善等の支援措置を充実する」と定められたことから、より一層の周知広報及び利用促進が必要と判断し、再度、集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和 6 年 1 月 4 日（木）～同年 2 月 29 日（木）

3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

(1) 最低賃金と業務改善助成金の周知の徹底

ア 老若男女多様な方のご出演や大学新体操部の協力により、最低賃金と業務改善助成金を周知広報する動画を制作し、次の各媒体ほかで放映予定。

- ① 東京メトロ全線及び都営地下鉄（浅草・新宿・大江戸線）、首都圏の JR 主要 10 路線及びゆりかもめの車内モニター
- ② 東京労働局 YouTube 公式チャンネルと都内労働基準監督署に設置したデジタルサイネージ
- ③ 多摩地域の交通の要所である立川駅前にある伊勢丹立川ビジョン
- ④ 東京労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所のデジタルサイネージ
- ⑤ 地方公共団体のデジタルサイネージ（掲載依頼予定）

イ 東京労働局最低賃金オリジナルキャラクター「さいちん犬（※）」を活用した広報

(2) 業務改善助成金の利用促進の強化

ア 事業者向けの業務改善助成金の利用促進を図る解説動画を作成し、東京労働局 YouTube 公式チャンネルに掲載。

イ 次の団体へ東京労働局職員が訪問要請し、業務改善助成金の利用促進に関する説明会を実施。

- ① 社会保険労務士会各支部
- ② 多摩地域商工会議所
- ③ 東京都労働保険事務組合連合会各協議会
- ④ 東京都全域又は多摩地区全域を統括する業界団体

ウ 労働基準監督署幹部により、あらゆる機会を通じての地域団体等へ業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。

エ 労働基準監督署の監督指導、個別指導、訪問支援、集団指導等において業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。

オ 次の団体へメールマガジンに業務改善助成金の利用促進に関する記事の掲載依頼を実施。

- ① 主な経営者団体
- ② 東京都社会保険労務士会
- ③ 全国労働保険事務組合連合会東京支部
- ④ 東京都社会福祉協議会等の業界団体

(※さいちん犬)



※別添2

東京労働局最低賃金オリジナルキャラクター
名称「さいちん犬」

